

岡山県パーキングパークミット制度（仮称）案について

1 他県の導入状況

愛媛県（7月1日）、山口県（8月1日）が導入し、導入団体は15県2市となつた。

| H 18 年度 | H 19 年度 | H 20 年度 | H 21 年度 | H 22 年度 |
|---------|------------------------------------|------------|--|---|
| 佐賀県 | 山形県 長崎県 福井県 熊本県 茨城県神栖市 | 栃木県 島根県 | 福島県、徳島県、 群馬県、鳥取県、 鹿児島県 埼玉県川口市 山口県萩市 | 岩手県(4/1～) 愛媛県(7/1～) 山口県(8/1～) 岡山県(12月予定) 高知県(2月予定) 静岡県 |

〈参考〉…相互乗り入れに関する近県との状況

| 月 日 | 会 議 名 | 内 容 |
|------------|-----------------|-----------------------------|
| 5. 1 1 (火) | 岡山・鳥取両県知事会議 | 相互利用について合意 |
| 5. 3 1 (月) | 中国地方知事会議 | 中国5県での相互利用に向けて、普及に努める |
| 7. 2 7 (火) | 中国・四国9県民生主管部長会議 | 中国・四国9県での相互利用について導入県での賛同を得る |

2 県民提案制度（パブリックコメント）の実施

- (1) 募集期間 7月15日～8月16日
- (2) 意見数 31件（15人）
- (3) 主な意見 別紙（P5～9）のとおり

3 関係団体への説明

制度内容の説明及びパブリックコメントへの協力をお願いするとともに、ご意見を聴取しましたが、団体からの意見は特にありませんでした。

[説明団体（説明日）]

- ・岡山県肢体不自由児者福祉協会(7/9)
- ・新声会(7/9)
- ・岡山県腎臓病協議会(7/9)
- ・岡山県障害福祉施設等協議会(7/9)
- ・岡山県聴覚障害者福祉協会(7/9)
- ・岡山県手をつなぐ育成会(7/12)
- ・岡山県難聴者協会(7/12)
- ・岡山県知的障害者福祉協会(7/12)
- ・日本オストミー協会岡山県支部(7/13)
- ・岡山県身体障害者福祉連合会(7/13)
- ・岡山県自閉症協会(7/13)
- ・岡山県視覚障害者協会(7/13)
- ・岡山県精神障害者家族会連合会(7/14)
- ・岡山県精神病院協会(7/14)

4 市町村への説明

制度内容の説明及び制度への協力を行った際に、別紙（P12）のとおり要望がよせられました。

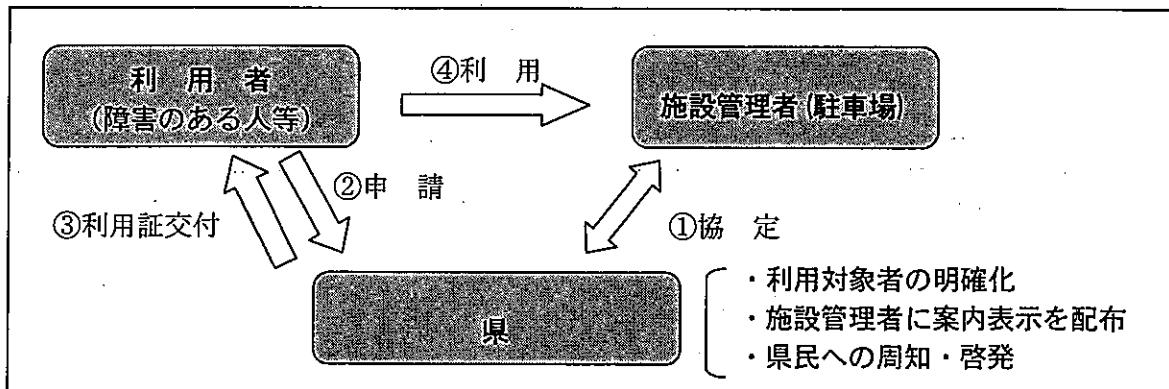
[説明状況]

備前県民局管内(7/5)、備中県民局管内(7/8)、美作県民局管内(7/7)

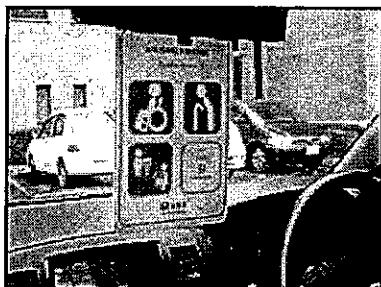
岡山県パーキングパーミット制度（仮称）（案）

（1）制度の概要

身体障害者等用駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る制度です。



▼利用証掲示例(車内に掲示)



▼駐車場案内表示例



（2）利用証

①交付対象者及び有効期間

| 交付対象者 | 有効期間 | |
|--------------------|--------------------|--------------------------|
| 身体等に障害のある方で歩行が困難な方 | (対象でなくなるまで) | |
| 高齢、難病等により歩行が困難な方 | | |
| 一時的に歩行が困難な方 | けがをされている方 | 車いす・杖などの使用期間 (最長1年以内) |
| | 妊娠婦 (産後は乳児同乗の場合のみ) | 妊娠7ヶ月～産後1年 |

②交付対象者の基準（別表のとおり）

（3）協定施設及び内容

①対象施設

- ・バリアフリー新法や福祉のまちづくり条例の整備基準（幅 3.5m以上）を満たす身体障害者等用駐車場を有する施設のうち、県と協定を結んだ公共的施設。

②協定内容

- ・県から配布された案内表示（ポスター）を表示すること。また、現存の身体障害者等用駐車場に「駐車スペース」を確保した上で、福祉のまちづくり条例等の整備基準に達しない駐車場（幅 2.5m以上～3.5m未満）においても「駐車スペース」の確保に努めること。

- ・利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導すること。
- ・利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示を行うこと。

(4) 交付方法

交付窓口（県庁、県民局、身体・知的障害者更生相談所、市町村（調整中））に申請書及び交付対象であることが確認できる書類を提出（郵送も可能）。原則として、即日交付。

《添付書類及び留意点》

- 確認のため、それぞれ次の書類を確認（郵送の場合は写しを添付）する。

- ・身体障害のある人・・・身体障害者手帳
- ・知的障害のある人・・・療育手帳
- ・精神障害のある人・・・精神障害者保健福祉手帳
- ・高齢者・・・介護保険被保険者証
- ・難病患者・・・特定疾患医療受給者証
- ・妊娠婦等・・・母子健康手帳
- ・けが人・・・医師の診断書、医師の意見書等
- ・その他・・・医師の診断書、医師の意見書等

- 本人申請を原則とするが、代理人による申請も認める。代理人の方が申請する場合は上記の書類に加えて、代理人の方の身分証明書（運転免許証、保険証等）の提示を求める。

新(5) 制度の名称及びデザインについて

名称案 「ほっとパーキングおかやま」

(6) その他

- ・制度の導入時期は、平成22年12月からを予定（12/3～12/9の「障害者週間」に合わせる）。
- ・中国四国地域の同様の制度を導入している県との相互乗り入れを行う。

(7) 経過及び今後のスケジュール

| 時 期 | 内 容 |
|--------|---|
| 6月29日 | 県障害者施策推進協議会（1回目） |
| 7月～8月 | 県議会常任委員会報告（7/15） 県民へのパブリックコメント（7/15～8/16） 関係団体意見聴取 市町村説明 |
| 9月2日 | 県障害者施策推進協議会（2回目）※制度内容決定 |
| 9月～11月 | 制度決定・公表 施設管理者との協定等の諸準備 物品発注 施設管理者との契約 事前申請受付 |
| 12月 | 制度の導入 |

岡山県パーキングパーミット制度(仮称)利用証交付対象者(案)

以下の基準に該当する方で、歩行が困難な方

○ 身体障害のある方

| 区 | 分 | 等級 |
|--|-------------------|--------------|
| 視覚障害 | | 1・2・3・4級 |
| 聴覚又は平衡機能障害 | 聴覚障害 | 該当なし |
| | 平衡機能障害 | 3・5級 |
| 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 | | 該当なし |
| 肢体不自由 | 上肢 | 1・2級 |
| | 下肢 | 1・2・3・4・5・6級 |
| | 体幹 | 1・2・3・5級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1・2級 |
| | 移動機能 | 1・2・3・4・5・6級 |
| 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害 | 心臓機能障害 | 1・3・4級 |
| | じん臓機能障害 | 1・3・4級 |
| | 呼吸機能障害 | 1・3・4級 |
| | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 1・3・4級 |
| | 小腸機能障害 | 1・3・4級 |
| | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 | 1・2・3・4級 |
| | 障害肝臓機能障害 | 1・2・3・4級 |

- 知的障害のある方 療育手帳の障害程度欄「A」
- 精神障害のある方 精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」
- 高齢者 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1～5」
- 難病患者 特定疾患医療受給者
- けが人 車いす、杖等の使用が必要であると認められる方
- 妊産婦 妊娠7ヶ月から産後1年までの方 (産後は乳児同乗の場合のみ)
- その他 診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

「岡山県パーキングパーミット制度（仮称）」素案に対する意見等について

「岡山県パーキングパーミット制度（仮称）」（素案）について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）に基づき、広く県民の皆様から意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

1 意見数

31件（15人）

2 意見の概要と県の考え方

別添のとおり

なお、岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載するほか、県庁障害福祉課、県政情報室、県民室、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館に備え付ける予定

3 今後のスケジュール（予定）

| | |
|------------|---------------------|
| 平成22年 9月2日 | 県障害者施策推進協議会(2回目) 開催 |
| 9月中旬 | 制度決定・公表 |
| 9月～11月 | 施設管理者との契約等の諸準備 |
| 11月上旬 | 事前申請受付開始（県障害福祉課） |
| 12月上旬 | 制度スタート |

<参考>

意見募集の方法等

(1) 募集期間

平成22年7月15日（木）～8月16日（月）

(2) 公表方法

岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載したほか、県庁障害福祉課、県政情報室、県民室、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館に備え付けた。

(3) 募集方法

電子メール、インターネット、郵便、ファクシミリにより受け付けた。

「岡山県パーキングパーミット制度（仮称）」素案に対する主な意見と
県の考え方について

(1) 制度の名称等について（1件）

| No. | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|-----|------------------------------|---|
| 1 | カタカナ表記はなるべく使わないと うにして欲しい。 | 県民に分かりやすく親しみやすい名称と なるよう岡山県障害者施策推進協議会等で ご意見を伺い、決定することとします。 |

(2) 対象者について（8件）

| No. | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|-----|---|---|
| 2 | 近県と対象者を統一してほしい。 | 各県の事情により、対象者を完全に統一さ せることは困難ですが、中国・四国地域で、 相互乗り入れをする予定もあり、可能な限り 歩調を合わせたいと考えています。 |
| 3 | 上肢障害が入って聴覚、発達障害を 対象としない根拠は何か。 | 歩行が困難に当たるかどうかを総合的に 検討し、岡山県障害者施策推進協議会等に ご意見を伺い決定します。 |
| 4 | 聴覚障害（3級以上）、発達障害（療 育機関等が認定した人）を対象として ほしい。 | |
| 5 | 妊娠婦（妊娠7ヶ月～産後3ヶ月） に対象を狭めてもよいのではないか。 | |
| 6 | 「駐車禁止除外指定車標章」の利用 範囲・対象者が当制度と異なるため、 混乱を招く恐れがある。 | 「駐車禁止除外指定車標章」は、道路交通 法に基づき、道路の安全を確保するためのも ので、パーキングパーミット制度は、駐車場 の適正利用を図るものであり、全く別の制度 となります。それぞれの制度の違いをご理解 いただけけるよう周知を図ります。 |
| 7 | すでに駐車禁止除外指定者標章を取 得している人はどうなるのか。 | |
| 8 | 道路交通法による駐車禁止除外指定 車標章と、この制度による利用者証との 優劣をどう考えるのか。 | |

| No. | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|-----|--|--|
| 9 | 佐賀県の制度より対象範囲が拡大しており、車いす使用者などの真に必要とする人が停められなくなることが懸念されるので、交付対象者の絞り込みが必要である。 | 従来の幅3.5m以上の身体障害者等用駐車場に加え、幅2.5m以上の駐車スペースも対象にしたいと考えています。施設管理者には、なるべく両方を整備していただくよう協力依頼し、スペースの確保に努めます。 また、利用の際、幅3.5m以上の駐車場については、車いす利用者の方に配慮いただくよう周知を図ってまいります。 |

(3) 駐車スペースについて(3件)

| No. | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|-----|--|--|
| 10 | 車いす使用者などの真に必要とする人が停められるようにするために、3.5m以上の駐車場1台分につき、2.5m以上3.5m未満の駐車場を3台確保してほしい。 | 従来の幅3.5m以上の身体障害者等用駐車場に加え、幅2.5m以上の駐車スペースも対象として、施設管理者になるべく両方を整備していただくよう依頼し、スペースの確保に努めます。 |
| 11 | 協力施設とそれ以外との対応の差をどのように徹底させていくのか。 | 制度の主旨を説明し、出来るだけ多くの施設に協力施設としてご協力いただけるよう努めます。 |
| 12 | 整備されている身体障害者用等駐車場のすべてをパーキングパーミット制度の駐車場に指定することは困難であるし、対象者がすべて申請するわけでもないので、すべてを優先スペースに指定することは皆の理解が得られない。 スペースの割合を慎重に論議し、実現可能で利用者に感謝される制度に仕上げて欲しい。 | 制度の主旨を説明し、協力施設の確保に努めるとともに、利用証を掲示していない車に対しては、施設管理者にチラシ等により制度を紹介していただくなど、県民に対する周知に努めます。 |

(4) 利用証について(9件)

| No. | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|-----|---|---|
| 13 | 県外からの利用対象者は、観光施設等の管理者に手帳等を提示し、一時利用許可書を交付してはどうか。 | もともと障害のある人等が停めることができる身体障害者用等駐車場を適正に活用する制度なので、県外からの利用者については、利用証を持っていなくても停められるよう弾力的な対応を図っていきます。 |

| No. | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|-----|---|---|
| 14 | 内部障害のある方を表す「ハート・プラスマーク」を採用して欲しい。 | 車いすマークは障害のある人全般を示す国際標準マークですが、一般的に内部障害のある人も含まれていることを理解している人は少ないと想われますので、ご提案を踏まえ、岡山県障害者施策推進協議会等でご意見を伺い、決定します。 |
| 15 | 利用証にオストメイトマークを入れて欲しい。 | |
| 16 | 利用証を本人運転、家族運転、けが人・妊産婦等の3種類に分けた上で、駐車スペースの幅3.5m必要者、3.5m未満の利用可能者に分けて欲しい。 | 利用証の複数化については、その効果と事務の煩雑化を防ぐ観点との両面から検討していきます。 |
| 17 | 一時的に歩行が困難な方の場合は、有効期間が違うため、色を変えるなどして分かりやすくしてはどうか。 | |
| 18 | 妊産婦やけが人は、利用者証を病院から有料交付し、完治したら利用証と引き替えに還金してはどうか。 | 利用証発行に係る交付手数料は、無料（郵送料は実費）することとしており、有料交付については考えていません。 |
| 19 | 一時利用者から確実に回収できるのか。 | 期限までに返却すべきことを御理解いただくほか、期間が満了しても利用証の返却がなされない場合には督促に努めます。 |
| 20 | コピー品が出回った場合の対応はどうするのか。 | この制度は、物品の販売や役務の提供にもあたらないため、商標登録にはなじまないものと考えます。コピーしにくい利用証を工夫するなど対応策を検討していきます。 |
| 21 | 商標登録をして不正コピーをさせないようにする。 | |

(5) 制度全般について(9件)

| No. | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|-----|---------------------------------|--|
| 22 | 良い制度だと思うので、県民への周知・啓発をしっかりして欲しい。 | 県政広報番組や県政広報紙「晴れの国おかやま」など、県の有する様々な広報媒体を活用して情報提供に努めるほか、市町村広報紙や関係団体の機関紙への掲載等を依頼するとともに県主催事業での制度説明やチラシ配布等啓発に努めます。 |
| 23 | 県民のモラルが向上するよう、しっかり啓発して欲しい。 | |
| 24 | トラブルが発生した際には、県はどう対応していくのか。 | ケースごとに検討し、県として必要な対応をします。 |

| No. | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|-----|--|--|
| 25 | 罰則を設けるべきである。 | 身体障害者等用駐車場の適正利用に向けてマナーづくりを図っていくことが目的であり、罰則を課すことまでは考えていません。 |
| 26 | 利用者証交付者が利用者証を携帯し忘れた場合は、駐車禁止としてはどうか。 | 施設管理者に制度の主旨を説明し、対象駐車場としての協力をお願いするとともに、利用者の方が利用しやすい管理方法についてもお願いする予定です。 |
| 27 | 区画内にカラーコーン等を置き、健常者の駐車防止をするのは止めて欲しい。 | 制度の啓発に努め、交付申請等の窓口は、県の窓口だけでなく、市町村にも協力をお願いするとともに、原則、即日交付を目指し、窓口事務の簡略化に努めます。 |
| 28 | 身体障害のある人、高齢者等の駐車場に関する施策は、この制度をはじめ駐車禁止除外車両標章、高齢運転者等用駐車区間制度など3種類となる。利用者の手続きが便利で安易な制度を期待する。 | 制度導入した場合の各県の相互乗り入れについては、中国地方知事会においての合意事項になっているはか、中国四国地域においても事務レベルで賛同を得ているところです。九州地域や東日本的一部においても連携が進んでおり、やがては、全国的な展開につながるよう取り組んでいきます。 |
| 29 | 相互乗り入れについて全国規模で展開を図り、都道府県全部が乗り入れ可能になるよう努めて欲しい。 | 県としては、この制度の普及定着により、車いすマークの濫用が少なくなるよう努めます。 |

(6) その他（2件）

| No. | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|-----|--|--|
| 30 | 車いすマークのステッカーの販売について、見直しを行い、その標章を県が管理してほしい。 | なお、車いすマークは、世界共通のマークであり、正式名称は「国際シンボルマーク」といい、国際リハビリテーション協会にシンボルマークの導入、広報、使用の管理責任があります。 |
| 31 | 車いすマークのステッカーを一般の商店が販売している実態にメスを入れないとダメだ。 | 車いすマークは、世界共通のマークであり、正式名称は「国際シンボルマーク」といい、国際リハビリテーション協会にシンボルマークの導入、広報、使用の管理責任があります。 |

●制度を導入している他県での利用証交付対象者一覧（中四国）

| 区分 | | 佐賀県 | 島根県 | 鳥取県 | 山口県 | 徳島県 | 愛媛県 |
|----------|-------------------------|---------------------|--------------------|----------------------------|----------------------------------|--------------------|------------------------------|
| 身 | 視覚障害 | 4級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 聴覚 聴覚障害 | 一 | 2・3級 | 一 | 2・3級 | 2・3級 | 2・3級 |
| | 平衡機能障害 | 5級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 音声言語機能障害 | | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 体 | 肢体不自由 | 上肢 | 2級以上 | ○ | ○ | 4級以上 | 4級以上 |
| | | 下肢 | 6級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 体幹 | 5級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 障 | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢 | 2級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 移動 | 6級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 心臓機能障害 | | 4級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 害 | 腎臓機能障害 | | 4級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 呼吸器機能障害 | | 4級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 膀胱又は直腸機能障害 | | 4級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 者 | 小腸機能障害 | | 4級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 4級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 肝臓機能障害 | | 4級以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 知的障害者 | | 療育手帳「A」 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 精神障害者 | | 一 | 1級 | 1級 | 1級 | 1級 | 1級 |
| 発達障害者等 | | 一 | 一 | 医療機関・療育機関等が認めたもの | ※その他参照 | 一 | 一 |
| 高齢者 | | 要介護1以上 | ○ | 要支援1,2 要介護1以上 | ○ | ○ | ○ |
| 難病者 | | 特定疾患医療受給者(小児含む) | ○(小児含) | ○(小児含) | ○(小児含) | ○(小児含) | ○(小児含) |
| けが人 | | 車いす、杖等使用 ※医師認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 妊産婦 | | 妊娠7ヶ月 ～ 産後3ヶ月 | 妊娠7ヶ月 ～ 産後1年 | 妊娠7ヶ月 ～産後1年半 ※産後子供同伴 | 妊娠7ヶ月 ～産後1年 ※産後乳児同乗 | 妊娠7ヶ月 ～ 産後1年 | 妊娠7ヶ月 ～ 産後1年 |
| その他 | | | | 医師の診断等により歩行が困難であると認める方 | 医師の診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方(※) | | 対象外で高齢等により歩行が困難な人を「けが人」該当で扱い |
| 〔導入時期〕 | | [H18.7.29] | [H20.12.3] | [H21.11.1] | H22.8.1 | H21.7.1 | H22.7.1 |

[山口県] ①発達障害等で医療機関、療育機関が認めた方 ②40歳～65歳で要介護認定を受けている方

③小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方 ④様々な事情から障害者手帳をお持ちでない方

●制度を導入している他県での利用証有効期間（中四国）

| 区分 | 佐賀県 | 島根県 | 鳥取県 | 山口県 | 徳島県 | 愛媛県 |
|----------|---------------------|-------------------------------|--|--|------------------|------------------|
| 身体障害のある人 | 5年 | 5年 | 5年 | | 5年 | 5年 |
| 知的障害のある人 | 5年 | 5年 | 5年 | 対象でなくなるまで | 5年 | 5年 |
| 精神障害のある人 | 一 | 5年 | 5年 | | 5年 | 5年 |
| 発達障害者等 | 一 | 一 | 5年 | 一 | 一 | 一 |
| 高齢者 | 5年 | 5年 | 5年 | 対象でなくなるまで | 5年 | 5年 |
| 難病者 | 5年 | 5年 | 5年 | | 5年 | 5年 |
| けが人 | 1年未満 車いす、杖等の使用期間 | 1年未満 医師が車いす、杖等の使用が必要と認めた期間 | 車いす、杖等の使用期間 ・記載内容で判断できない場合は、本人聞き取り ・聞き取りで判断できない場合1年間 | 車いす、杖等の使用期間 ・記載内容で判断できない場合は、本人聞き取り ・聞き取りで判断できない場合1年間 | 5年未満 必要と認める期間 | 5年未満 必要と認める期間 |
| 妊産婦 | 妊娠7ヶ月～ 産後3ヶ月 | 妊娠7ヶ月～ 産後1年 | 妊娠7ヶ月～ 産後1年半 | 妊娠7ヶ月～ 産後1年 | 妊娠7ヶ月～ 産後1年半 | 妊娠7ヶ月～ 産後1年半 |
| [導入時期] | [H18.7.29] | [H20.12.3] | [H21.10.1] | [H22.8.1] | [H21.10.1] | [H22.7.1] |

パーキングパーミット制度に対する各市町村の主な意見・要望等

【利用証の有効期限についての意見・要望】

- ・障害のある方等については、利用証の有効期限を無期限にしてほしい。

【利用証交付対象者の基準についての意見】

- ・素案の利用証交付対象者の基準では、利用証交付を受ける人が多く、駐車場が不足し、必要度の高い身体障害者が利用できなくなるのではないか。

【施設管理としての意見】

- ・健常者が駐車していても、監視まではできない。
- ・施設管理者の協力事項に非掲示車両への指導があり、説明会でもチラシを車にはさんで周知すると言われたが、勝手に車に触ることでトラブルが起こる可能性があるため、施設管理者の承諾が難しい。

岡山県制度名称選定結果

1 概要

- ・選定者 岡山県障害者施策推進協議会委員及び臨時委員 19名
- ・選定方法 郵送による
- ・選定期間 平成22年7月29日～8月5日

2 選定結果

| No. | 名称 | 得票数 |
|-----|-----------------------|-----|
| 1 | 「晴れの国 思いやり駐車場」利用者証制度 | 9 |
| 2 | 「おかやま おもいやり駐車場」利用者証制度 | 3 |
| 3 | 「ささえあい駐車場」利用者証制度 | 0 |
| 4 | 「ほっとパーキング おかやま」利用者証制度 | 5 |
| 5 | 「やさしさ☆キラリ駐車場」利用者証制度 | 2 |

【ご意見】

・思いやりという言葉は、上下関係を感じますので、3・4・5のうちのいずれかがよい。

・1、2の「思いやり」、「おもいやり」は、上目線の言い方である。

【その他(選定理由等)】

・”晴れの国おかやま”の名が県民に定着しているため、この名前が一番わかりやすく目を引きやすい。

・5は岡山県らしさが出ているのではないかと思う。

表示の際、☆は黄色にしてはどうか。

・晴れの国岡山にちなんで。

「岡山県パークリングパーミット制度(仮称)」デザインの選定について

1 作者

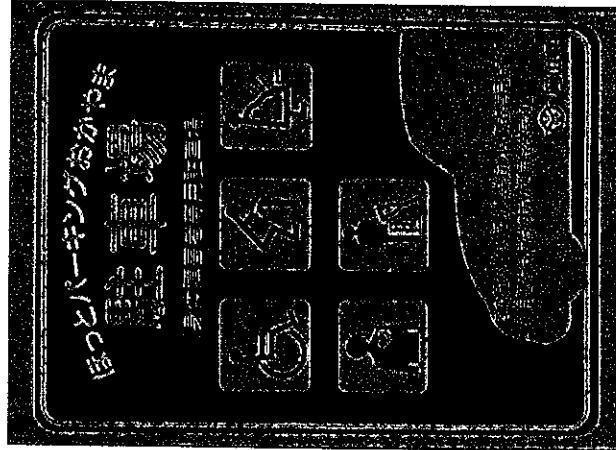
岡山県立大学デザイン学部(プロダクトデザイン研究室) 奥野忠秀 教授

2 作成時期

平成22年7月6日～8月24日

3 デザイン

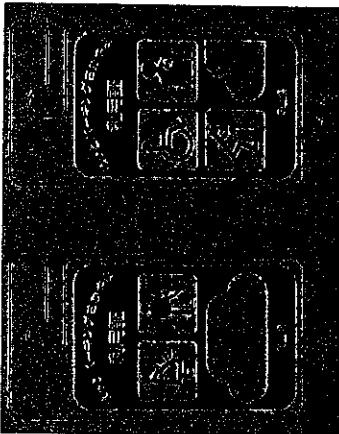
【A案】



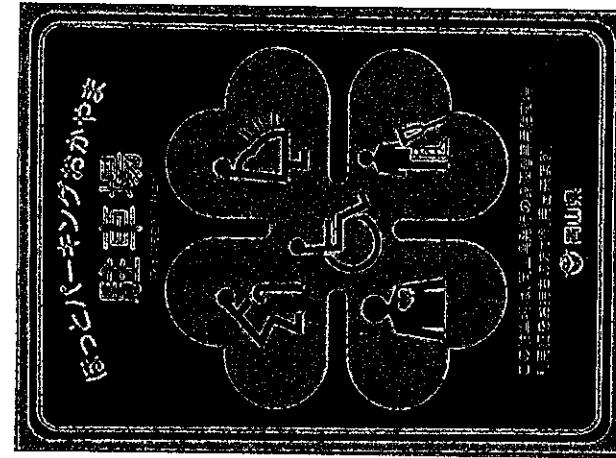
(コンセプト)

制度を示す基本カラーをベースに利用対象者を表すピクトグラムを見やすく簡素に配置した。

【A案利用証】



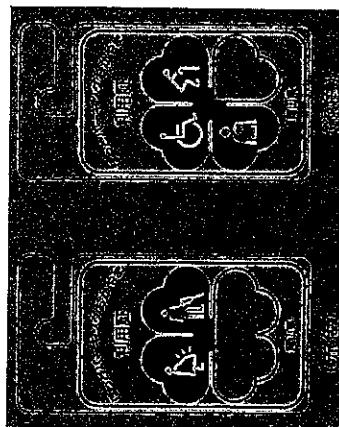
【B案】



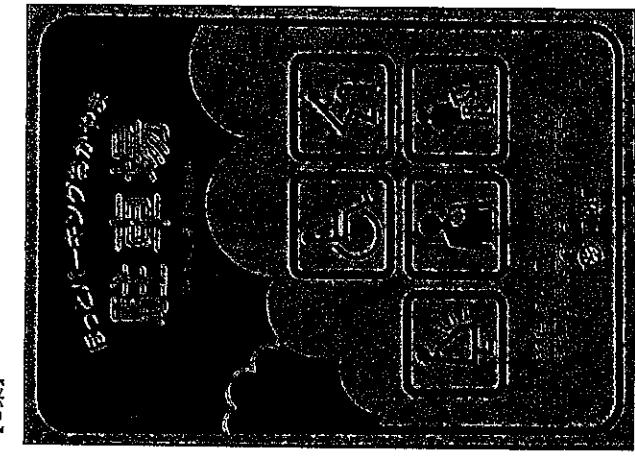
(コンセプト)

思いやりの気持ちでひとつにまとまる大切さを四つ葉のクローバーのモチーフで表現した。

【B案利用証】



【C案】



(コンセプト)

ほっとする気持ちをさわやかに広がる情緒の国・岡山の空で表現した。

【C案利用証】

